

院内がん登録について

2016年1月より「がん登録等の推進に関する法律」が施行され、がんで初診された場合、必要な項目を全国がん登録として国へ提出することが必須となりました。

また、当院は「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受けており、指定要件の一つである院内がん登録を2007年から実施しています。

院内がん登録とは、当院でがんの診断や治療を受けられた患者さんを対象に、がんの診断、治療、予後に関する情報を登録・収集する仕組みのことを言います。院内がん登録により収集された情報は、当院におけるがん診療の実績を把握し、がん診療の質の向上とがん患者さんおよびご家族等が医療機関を受診する際の参考データとしても活用していただけます。

院内がん登録情報の利用・提供について

収集された情報は、下記の目的に利用・提供しています。

- 国立がん研究センターがん対策情報センターへの情報提供
- 全国がん登録への提供
- 地域がん登録への提供
- がんに関する医療活動の評価（統計）の資料作成および提供
- 診療活動の支援、研修、教育のための資料提供
- がん患者さんの生存率の計測、予後調査
（※院内で予後情報の把握ができない場合は、国立がん研究センターが実施する予後調査事業等により各市区町村へ住民票照会による生存確認を行います。照会をご希望されない場合はその旨をお申し出ください。）

院内がん登録は「がん登録等の推進に関する法律」に則って実施されています。その必要性から「個人情報の保護に関する法律」の適用除外事項に該当しますので、必要な情報の収集および情報提供の拒否はお受けいたしかねる場合があります。また、これに付随する調査への情報提供を行うことがあります。院内がん登録の趣旨をご理解の上ご協力をお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

登録されている情報については、国で定められた「個人情報の保護に関する法律」、「がん登録等の推進に関する法律」および当院の「個人情報保護規程」、「院内がん登録実施規定」に則り、適切に保護・管理し、確実な業務の遂行に努めています。

問い合わせ先

京都第二赤十字病院 病歴管理課
TEL：075-231-5171（内線：8098）